【加入保険について】

・保険は久留米市民活動保険に加入し、その保証の範囲内で対応いたします。
・保証内容が足りないと感じられる方は、ご自身で加入をお願い致します。

補償内容

【傷害補償】 対象になる団体・人が、偶然、事故によりケガなどをしたとき。

種類	内容	補償金額（上限）
死亡保障	事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	500万円
後遺障害補償	事故の日を含めて180日以内に後遺障害を生じたとき	障害の程度により 15万～500万円
入院補償（手術補償）	事故の日を含めて180日の間に入院して医師の治療を受けたとき（入院中に手術を受けたとき）※**1事故1回に限る**	入院1日 3，000円（1回の手術に限り、入院1日 3，000円の10倍～40倍）
通院補償	事故の日を含めて180日の間に通院して医師の治療を受けたとき（ただし、通院日数は90日が限度）	通院1日 2，000円

※ 入院・通院補償は、傷病の程度によっては、実際の入院・通院日数分が支払われないことがあります。

【賠償責任補償】 対象になる団体・人が、被害者に法律上の損害賠償をしなければならなくなったとき。
※ 自己負担額（免責）1万円を超える部分が支払われます。 ※**期間中限度額を表示**

種類	対象となる事故	補償金額（上限）
身体賠償	他の人に誤ってケガなどをさせてしまったとき	1名・1事故につき 1億円 ※食中毒事故の場合例外あり
財物賠償	他の人の持ち物を誤って壊したり、無くしたりしたとき	1事故につき 1億円 ※食中毒事故の場合例外あり
受託物賠償	他の人からの預かり品などを誤って壊したり、無くしたりしたとき	1事故につき100万円

補償対象にならない主なもの

- 活動する人の故意によるもの
- 闘争行為によるもの
- 地震、噴火、津波、洪水などの天災によるもの
- 飲酒中、飲酒後の事故
- チェーンソーをつかったもの
- 宗教、営利目的の活動
- 趣味の活動
- 学校行事
- 水難・遭難などの危険な活動によるもの
- **災害時において、警報発令以上の活動**

【傷害事故で対象とならない主なもの】
- 活動する人の無免許、酒酔い運転によるもの
- けい部症候群（むちうち症）や腰痛で他覚症状のないもの
- 仕事中や通勤中の事故によるもの
- 細菌食中毒によるもの
- 脳疾患、疾病、心身喪失によるもの
- 日射や熱射による熱中症

【賠償事故で対象とならない主なもの】
- 同じ世帯の親族に対するものやペットによるもの
- 行き、または帰りの経路でのもの
- 自転車などの運転中 （※自分がケガをした場合は、傷害補償の対象になります。）